

指定補償金管理機関指定申請要領

令和 7 年 9 月

文化庁 著作権課

目次

1. はじめに	1
2. 申請について	1
3. 審査について	2
4. 留意事項	3

1. はじめに

令和 5 年 5 月に著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号）が成立し、未管理著作物裁定制度が創設されました。同制度は令和 8 年 4 月から施行されます。

同制度の創設に当たっては、その手続の迅速化・簡素化及び適正な手続を実現するため、文化庁長官による指定・登録を受けた民間機関が、利用者の窓口となって手続を担うことが可能とされました。その一つとして、文化庁長官は、未管理著作物裁定制度及び著作権者不明等の場合における裁定制度に係る補償金等の受領、管理及び著作権者等への支払並びに著作物等保護利用円滑化事業に関する業務を行う機関（指定補償金管理機関）を、全国を通じて 1 機関に限り指定することができるとされています。

これを踏まえ、文化庁では、著作権法第 104 条の 19 第 1 項に基づく指定補償金管理機関の指定の申請を受け付けます。申請される方は、本要領をお読みいただき申請されるよう、お願いいたします。

2. 申請について

(1) 受付期間及び申請方法

受付期間：令和 7 年 9 月 19 日～令和 7 年 10 月 10 日（18:00 必着）

提出方法：提出書類のファイルを添付した電子メールを、提出先・問合せ先のメールアドレスに送付すること。

(2) 提出先・問合せ先

文化庁著作権課著作物流通推進室振興係

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号 旧文部省庁舎 5 階

電話番号：03-5253-4111（内線 2983）

電子メール：chosakusuisin@mext.go.jp

(3) 提出書類

	書類名
申請書類	申請書 ※1
	定款
	登記事項証明書
	指定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（指定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
	指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
	役員の氏名及び経歴を記載した書類
	組織及び運営に関する事項を記載した書類 ※2

	補償金管理業務（著作権法第 104 条の 18 に規定する補償金管理業務をいう。）の実施の方法に関する計画を記載した書類
	著作権法第 104 条の 19 第 3 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
	指定の申請に関する意思の決定を証する書類 ※3

※1 別添様式を用いること。申請書以外の書類は様式自由とする。

※2 組織体系図や運営規則等とする。

※3 理事会等の議事録等とする。

<注意事項>

- ・申請に当たっては、事前に問合せ先に相談することを推奨する。
- ・申請する際は、電子メールの件名を「指定補償金管理機関の指定申請（申請者名）」とし、本文に担当者名及び連絡先を記載すること。
- ・電子メール送付後、問合せ先に電話で連絡し、受信していることを確認すること。
- ・申請書類のファイル形式は、PDF ファイルとする。
- ・ファイル容量等の関係で申請書類を電子メール等に添付することが難しい場合は、問合せ先に連絡すること。
- ・提出された申請書類は、返却しない。
- ・申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・提出された申請書類について、文化庁は、審査以外の目的において申請者に無断で使用しない。申請書類の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される可能性がある。

3. 審査について

(1) 次の①から③までの全ての要件を満たしていなければ、指定補償金管理機関の指定を行わない。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ② 補償金管理業務を適正かつ確実に行うことができると認められること。
- ③ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 著作権法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

イ 著作権法第 104 条の 31 第 1 項又は第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者

ウ その役員のうち、(i) から (iii) までのいずれかに該当する者があるもの

- (i) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は著作権法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (ii) 著作権法第104条の24第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者
 - (iii) 著作権法第104条の31第1項又は第2項の規定による取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該取消しを受けた法人の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの
- (2) (1)の要件を満たしている者が一者の場合は、当該者を指定補償金管理機関として指定する。
- (3) (1)の要件を満たしている者が複数者いる場合は、次の評価項目を踏まえて申請内容を審査し、より条件を満たす一者を指定補償金管理機関として指定する。

補償金管理業務を適正かつ確実にを行うことができると認められること。

財政的基盤や実施体制、経験等を総合的に勘案し、より業務を適切かつ確実に行える者であること。

(4) 結果の通知

審査結果は、審査の終了後、文化庁から申請者に速やかに通知する。なお、通知は令和7年10月下旬頃を予定している。

4. 留意事項

- ・ 指定された場合、補償金管理業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官の認可を受けること等が必要であることに留意すること。